"Freedom of Religion" in Contemporary Quebec: Does the Court Reinforce the Western Notion of "Religion"?

(現代ケベックにおける「宗教の自由」法廷は西洋的「宗教」概念を再強化するのか)

Kiyonobu Date*

SUMMARY: This article analyzes the kind of issues that emerge when a state attempts to guarantee the freedom of religion equally among individuals with different religious backgrounds. The complexity of this discussion can be elaborated in the case of Quebec. Of course, equal treatment of all religions is called for. However, despite its transformation from the dual structure of Catholicism and Protestantism to a more religiously diverse landscape, in some cases a more established religion, the Catholic Church, implicitly gains more recognition than other religions. What makes this religious landscape even more complex is that the boundaries between religion and non-religion are blurred because of secularization. In the Sioui case in which four Huron-Wendat brothers demanded their right to practice their religious rituals in a public space, the Supreme Court of Canada guaranteed their right, but it was not within the legal framework of the freedom of religion. In the Anselm case, the Court judged that religious freedom, which is different from secular belief, should be guaranteed, while attributing religious quality to the sincerity of the individual involved. This logic paradoxically opened the possibility of a secular worldview as being religious. In actuality, the Supreme Court's judgment respected the sincere appeal of an atheist when he complained about the recitation of a prayer in the city of Saguenay. There are two considerations to make in order to "distribute" religious freedom to each individual: first, religious beliefs that may threaten the foundation of democracy should not be tolerated, and second, we should reinvent a framework which enables us to be inclusive of those values that are not strictly defined as religious.

^{*} 伊達 聖伸 Associate Professor, Department of French Studies, Sophia University, Tokyo, Japan.

はじめに―― ポスト「宗教」概念論としての「宗教の自由」

「宗教の自由」(freedom of religion / liberté de religion)をしかるべき 形で、平等に保障するにはどうすればよいのだろうか。」これは多く の現代社会が直面している現実的な課題であり、規範的な対応が求 められている。本論文では、近年のカナダのケベック州で起こされ たいくつかの訴訟を素材として、宗教の自由を保障する際にどのよ うな問題が生じてくるのか、それを乗り越えていくためにはどのよ うな手がかりがあるのかを検討する。

現代の民主主義社会において宗教の自由を保障しようとするときには、大きく言って二つの問題があると考えられる。ひとつは、宗教の自由はどこまで認められるか、という問いである。宗教の自由は人間の基本的権利であり、最大限の自由が保障されてしかるべきものである。だが、それは無制限のものではなく、他人の権利や自由との関係に置かれていて、それらと衝突するような場合には、社会秩序や治安維持の観点から一定の制限を加えることは妥当である。たしかに、宗教には現実の人間社会を批判的にとらえ返して新たな人間観や世界観を提示する機能があり、そこには積極的な意義が認められる。しかし、宗教の自由が民主主義社会の根幹を揺るがおよりな形で主張される場合には、やはり適切な規制措置を設けなければならない。中立的で公平な観点から宗教の自由を担保するにはどうしたらよいのだろうか。抽象的に見えるかもしれないが、これは当事者や実務家が直面している具体的な技術論でもあり、また哲学的な問いでもある。

もうひとつの問いは、そもそも宗教の自由は平等に分配されているのか、という問いである。これは、平等な分配のあり方に関するもので、最初の問いとも関連しているが、よりメタレベルの問いである。宗教の自由を平等に保障するつもりでいても、「宗教の自由」という概念自体に、歴史的・社会的に形成されてきた構造的な不平等が含まれているとしたらどうだろうか。そもそも平等な自由の配分は不可能なのではないだろうか。実務家が取り組む技術論というよりは、哲学者や歴史学者や社会学者そして宗教学者が関心を向けると思われる構造論の問題である。

この問題は、西洋近代的「宗教」概念を批判的にとらえ返す研究の 延長線上に位置づけられる。万人が納得する「宗教」の定義は不可 能だが、ある時代や社会において何が「宗教」とされ、何が「宗教」とされないのかについては、具体的な素材をもとにしてある程度明確にすることができる。西洋近代の政治的・経済的・軍事的・知的覇権のもとで、いかなる特徴を備えた「宗教」概念が宗教行政や学問の場において作られ流通してきたのかについては、いくつもの重要な研究がなされてきた(Asad, 1993; Asad, 2003; Chidester, 1996)。では、そのような「宗教」概念の歴史的負荷は、現代の民主主義社会の法廷ではどのような形で現われているのか。その結果、どのような事態が生じているのか。

米国の宗教学者ウィニフレッド・サリヴァンは、『宗教の自由の不可能性』において、アメリカ合衆国憲法修正第1条に謳われている宗教の自由条項が、一定のバイアスのかかった宗教観に基づいており、さまざまな人びとが実際に生きている多様な宗教性をしかるべき形で、平等に保障することができていないと論じている。彼女によれば、聖典を備え、個人の意志を重んじ、信念に基づく私的な領域の宗教――典型的なプロテスタントのモデルに合致する宗教――に比べ、口承伝統が優勢で、共同体の成員に強制力を行使し、儀礼を重視する宗教性は、法的保護の対象になりにくい(Sullivan, 2005)。「宗教」概念と同様に「宗教の自由」という概念も歴史的・地理的に拘束されており、その特徴や問題点を論じるのが近年の研究動向のひとつである(Sullivan et al., 2015)。

カナダの宗教的多元性を専門にする宗教学者ロリー・ビーマンは、サリヴァンの命題はアメリカ合衆国の事例に基づいており、カナダに直接適用することはできないと述べている。カナダにおける宗教の自由の特徴を考える際には、第一に、プロテスタントと並んでカトリックも古くから社会の構造を形作ってきた点を考慮に入れる必要があるとビーマンは言う。第二に、カナダでは多文化主義が制度化されており、代替的な宗教的言説の空間が米国よりも開かれていると彼女は指摘する。カトリックの存在感も、多文化主義も、プロテスタント・モデルを脱中心化する契機と見ることができよう。第三に、ビーマンは、近年の判例では個人の主観が重んじられており、個々人が実際に生きている宗教のあり方を評価する傾向が認められるという。そして、カナダにおける宗教の自由の実現は、困難だが不可能ではないと結論付けている(Beaman, 2012 a)。

ケベックは、カナダの一州だが、北米にあってフランス語を唯一の 公用語とし、カトリックが宗教的マジョリティを占めてきた歴史を持 つ。近年では宗教的多様性が増大しているが、多文化主義はケベック 社会を断片化するという懸念が持たれやすく、社会統合と多様性の承 認の両立をはかる間文化主義の政治哲学・社会思想が練りあげられて きた (Bouchard, 2012)。もともとナショナリズムの強い地域でもあり、 ケベック州で起きた事件の裁判は二審までは州の裁判所で行なわれる が最高裁は連邦の管轄になり、逆転判決は連邦への対抗意識を持つケ ベック人に複雑な反応を引き起こすことがある。

本稿が目指すのは、このようなケベック州およびカナダにおいて、宗教の自由をめぐる問題がどのように構成されているのかを明らかにすることである。²以下ではまず、ケベック州およびカナダにおける宗教の自由の法的位置を、歴史的な経緯も交えて確認する。次に、近年の裁判の判決を通して、宗教の自由をめぐる問題構成と争点の変化を分析する。最後に、平等な宗教の自由という難題を克服する可能性について考察する。

ケベックおよびカナダにおける宗教の自由

ケベック州の「人の権利と自由に関する憲章」(1975年)は、第3条において「人はすべて、良心の自由、宗教の自由、言論の自由、表現の自由、平穏な集会の自由および結社の自由などの基本的自由を有する」と定めている。また、差別の禁止を定めた第10条は、宗教に基づく差別の禁止を含んでいる。一方、第91条には「基本的人権を行使するに当たっては、民主主義の価値と公的秩序とケベック市民の一般的福祉への適切な考慮を維持しなければならない」とあり、基本的自由に制限を加えうることが規定されている。

「カナダ憲章」(1982 年憲法) は、第2条において「すべての人は以下の基本的諸自由を有する。(a) 良心および宗教の自由。(b) 思想、信念、意見および表現の自由。(c) 平和的集会の自由。(d) 結社の自由」と定めている。また、第1条には「カナダの権利および自由の憲章がそのなかで保障する権利および自由は、法によって定められた、自由な民主主義社会において正当化されるものと証明されうるような合理的な制限にのみ服する」と記されている。

宗教の自由の保障とそれに加えられうる妥当な制限の関係は、いわゆる線引きの問題に相当し、微妙である。富井幸雄は、カナダ憲章第2条(a)は宗教の自由を広く解して保護するものだが、第1条によっ

て宗教の自由を侵害する立法を合憲とする場合があると指摘し、次のように述べている。「やっかいなことに、この一条の判断基準、『自由な民主主義社会において正当化される』の具体的な中身は曖昧なままであり、裁判所の衡量による要素が大きい」。「公共の安寧や平穏を乱し他者の権利を侵害する」宗教を、第2条(a)の判断で認めるか、それとも第1条の判断で規制するかがしばしば争点となるわけである(富井、2007:201~202)。

同様の葛藤は、ケベック憲章第3条と第91条の関係についても言え、ケベック州から最高裁に持ち込まれる係争の判断が異なる場合は、両者の線引きの仕方の相違として表面化する。このことは、宗教の自由が一定の範囲内で広く認められていることは同じでも、その運用の解釈に違いが生じうることを示している。より一般的に言えば、宗教の自由という一見普遍的な原則の運用にも個別的な文脈があり、ともすると恣意的に見える判断の背景には、どのような歴史的な負荷がかかっているのかを読み解くことが必要になってくる。

ケベック州もカナダ連邦も、宗教の自由を謳う政治体制だが、憲法や憲章のレベルでは、イギリスのような国教会体制にも、アメリカ合衆国やフランスさらには日本のような政教分離体制にも合致しない。もともとイギリスの植民地だったのに国教会体制ではないのは、プロテスタントとカトリックの宗教的な二元性が早い段階に確立して存続してきたことに関係していよう。一方、20世紀後半という多元化が進む社会において、宗教の自由という人権を憲法や憲章のレベルで保障したことは、実質的には国家の宗教的中立性を定めたものと理解されている。さらには、カナダ流の「政教分離」が模索されているとの解釈もある(加藤、2014)。

フランス語で言えば、「宗教的中立性」(neutralité religieuse) が「教会と国家の分離」や「世俗主義」を意味する「ライシテ」(laïcité) に相当するのかが論点になってくる。³ ケベックでもカナダでも、ライシテは憲法原理ではないが、ピエール・ボセによれば、法学者のあいだでは、国家の宗教的中立性がライシテの機能的等価物の役割を果たしているとの学説が有力だという(Bosset, 2014:69)。ただし、このときの「ライシテ」が、北米の伝統に照らして宗教の自由を広範に保障するものなのか、それとも公的な場における宗教の表現に制限をかける傾向の強いフランス流のライシテに近づくのかによって、内実は大きく異なる。⁴ そしてフランス語を唯一の公用語とするケベック社会はフランスの議論の影響を受けやすく、フランス流の厳格なライシ

テを新たに憲章に明記することによって、連邦政府に対するケベック 州の独自性を主張しようとする動向も存在する。そのような動向に反 対するケベック人は、しばしば「ライシテ」の語を避けて「宗教的中 立性」という言葉を用いている。⁵

繰り返しを厭わず言えば、ケベックおよびカナダの宗教状況は、大局的にはカトリックとプロテスタントというキリスト教の二元性から、とりわけ 20 世紀半ば以降、キリスト教以外の宗教をも含む宗教的多元性へとシフトしながら発展してきたと評価できる。この変化のなかで、さまざまな宗教を平等かつ公平に扱う必要性が高まる一方で、歴史的な重みのある宗教がしばしば暗黙のうちに優位に立つこともある。ロリー・ビーマンの指摘にしたがえば、「キリスト教のヘゲモニーは存在し、社会的制度のなかに根づいており、宗教が想像されるやり方のみならず、ネーションの価値、市民権、多文化主義のような概念、「他者化」を行なう言説の構築をも規定している」のである(Beaman、2015:210)。別の観点から言えば、カナダの宗教地形はカトリックとプロテスタントが支配的な「宗教市場」であり、ケベックではとりわけカトリックが社会の「宗教」のモデルを果たしてきたため、そのモデルから外れる文化的伝統や新規参入する宗教はハンデを抱えることになる(Bibby, 1990)。

もうひとつ指摘しておくべきは、宗教的多元性の増大は社会の世俗 化と同時代的な現象であることである。そして、社会の世俗化は、宗 教と非宗教的な世界観の境界を揺るがしている。それにともなって、 宗教と世俗を峻別しようとする動向も活性化されることになるが、そ の一方で、両者の並列化も起こるということである。

このような条件のもとで、宗教の自由をしかるべき形で、平等に保障することはできるのだろうか。ケベックおよびカナダの法廷は、何を「宗教」ととらえ、何を「宗教」と見なしていないのだろうか。その結果、平等に分配されるべき「宗教の自由」には、どのような事態が生じているのだろうか。以下では、1980~1990年代、1990~2000年代、2000~2010年代にケベックで起き、連邦最高裁までもつれた裁判を順に取りあげ、宗教の自由をめぐる近年の判例の動向を示しつつ、先住民の慣習、個人の主観的信仰を重視する宗教理解のあり方、世俗的な世界観が、宗教の自由とどのような関係にあるのかを分析する。

先住民の慣習に基づく儀礼は「宗教」なのか――シウイ事件

ケベック人と先住民は、カナダにおけるマイノリティ・ネーションである点で共通している (Cook, 1986)。だが、一州を構成するケベック・ネーションに比べ、ファースト・ネーションとしての先住民は、カナダ全体でもケベック州内でも周辺化されてきた。

土地を剥奪された先住民が構造的差別のもとに置かれてきたことは、改めて言うまでもない。その一方で、先住民の権利を認定する政策転換が1980年代より見られ、権利保障が進んできた(加藤、1990:137~138)。

ここで問うてみたいのは、先住民はマイノリティであるとして、それは「宗教的」マイノリティなのかということである。彼らの慣習や儀礼は、しばしば「スピリチュアリティ」という言葉で把握される。それは「宗教」に入るのだろうか、入らないのだろうか。

それを分析する事例として、「シウイ事件」を取りあげたい。これは、ケベック州在住の先住民が、儀礼のために州立公園の木を切り、公園 法違反に問われた事件である。⁶

1982年、ヒューロン=ウェンダット族の4兄弟(姓がシウイ、名はジョルジュ、レジャン、コンラッド、ユーグ)が、家族と友人を連れてキャンプを行なった。その際、火を起こすため、またテント用のポールにするために、何本か木を切った。その場所が、州立のジャック=カルティエ公園の敷地内で、先住民特別保留地の敷地外だった。ケベック公園法は、指定の場所以外で木を切り、火を起こし、キャンプをすることを禁じている。公園法違反に問われた兄弟は、この活動は先祖伝来の権利であると主張した。

1983年、シウイ兄弟はケベック州治安判事裁判所(略式裁判所)に訴え、キャンプを行なった場所については先住民の権利があると主張したが認められなかった。

1984年、シウイ兄弟はケベック州上級裁判所に訴え、公園内で木を切りキャンプする行為は現存する1760年の文書によって保障されていると主張した。これは、ケベック地区の初代英国総督を務めていたジェームズ・マレーが発したもので、後述するように、ヒューロン=ウェンダット族の「宗教」と「慣習」の「自由な実践」を保障するとの文言が見られる。兄弟は、この文書はヒューロン=ウェンダット族と英国王室のあいだに交わされた条約であると主張したが、裁判所は有罪判決を支持した。

1985年、シウイ兄弟はケベック州控訴院に訴えた。法廷は2対1で1760年の文書は有効な条約であること、ヒューロン=ウェンダット族には適用されない州の法律があることを認めたうえで、カナダ連邦最高裁の判断を仰いだ。

1990 年、カナダ連邦最高裁は全員一致でケベック州控訴院の決定を認めた。最高裁は、文書はジェームズ・マレーとヒューロン=ウェンダット族の酋長とのあいだに交わされた和平条約に相当すること、現在でも有効であることを確認し、シウイ兄弟には儀礼目的のために土地を使用する権利があるとしたのである(R. v. Sioui [1990] 1 S.C.R.)。この判決は、一般には、先住民の権利を尊重するものとして理解されている。ケベックが正式に英領となる1763 年よりも前の歴史的文書が掘り起こされ、その法的有効性が認められた点においても興味深いもので、先住民とのあいだに結ばれた協定の理解に変化をもたらすことになった画期的な判決と評価されている(Gertler & Hutchins, 1990)。

だが、ここで注目したいのは、4人の兄弟の振る舞いが「儀礼」や「慣習」に相当するのか、それとも「宗教」に相当するのかということである。ジェームズ・マレーが1760年9月5日付で発した問題の文書には、次のようにある。

[……] インディアンのヒューロン族の酋長は、英国国王にしたがい和平を結ぶために、彼のネーションの名において私のもとへやってきた。彼および彼の部族はすべて私の保護のもとに入った。以後、いかなる英国の将校も軍人も、彼らに危害を加えたり、彼らがロレットの居留地に戻るのを妨げたりしてはならない。ヒューロン族はカナダ人と同じ条件で受け入れられ、彼らの宗教、彼らの慣習の自由な実践(the free Exercise of their Religion, their Customs)、そして英国との自由な取引が認められる[……]。

この文書は、それまでフランスに味方していたヒューロン族がイギリスに投降してきた文脈において発せられた。彼らが居住場所のロレットに安全に戻り生活することを保障したもので、いわば通行許可書としての性格を持っている。

たしかに文書には、「彼らの宗教、彼らの慣習の自由な実践」が認められる具体的な場所については記されていない。だが、最高裁は

1760年に結ばれたこの「条約」の精神と趣旨に鑑み、州政府が公園に対して有する所有権よりも、ヒューロン=ウェンダット族がそこで自分たちの慣習に基づく実践をする権利のほうが優先されるとした。それに、数本の木を切って火を燃やし、テントを張り、キャンプをしたところで、広大な敷地を持つ州立公園の環境が損なわれるわけでも、所有者である州に大きな損害を与えるものでもない。

最高裁は結論として、「ジャック=カルティエ公園の敷地の占有が、ヒューロン族の儀礼と慣習の実践と両立不可能だとは示されていない」と述べている (R. v. Sioui [1990] 1 S.C.R.: 1073, 傍点引用者)。シウイ兄弟の権利を認める判決だが、傍点で強調した「ヒューロン族の儀礼と慣習の実践」という文言のなかに、「宗教」という言葉が入ってこないことに注意を促したい。先住民の「儀礼」や「慣習」を、「宗教」と名づけることへの躊躇いが窺われるのである。

たしかに、最高裁は1760年の文書を条約と見なし、それがなお有効であることを確認しているのだから、条約文書中に見られるヒューロン族の「宗教」の自由な実践を支持していると解釈することも可能ではあろう。だが、最高裁は先住民の権利の保障という枠組みにおいて議論を展開しているものであって、宗教の自由を保障する枠組みにおいてではない。実際、判決文は、1982年のカナダ憲法のうち、先住民の権利を定めた第35条を参照する一方で、宗教の自由を保障している第2条にはまったく触れていない。「ヒューロン族はカナダ人と同じ条件で受け入れられ、彼らの宗教、彼らの慣習の自由な実践」は認められると1760年の文書は記しているのに、1990年の判決は「ヒューロン族の儀礼と慣習の実践」を「宗教の自由」の枠組みでは扱ってはいないのである。

連邦最高裁は、現在に至るまで、先住民の「スピリチュアリティ」を1982年のカナダ憲法第2条の「宗教の自由」の枠組みでは扱うことを避け、「先住民の権利」の枠組みで処理している。ロリー・ビーマンは、このような状況を「宗教の自由の最小化」(minimization of religious freedom)と評している(Beaman, 2012 b: 241)。「宗教の自由」が適用される範囲が狭いということである。

このことは、ケベックおよびカナダにおける「宗教の自由」が、キリスト教を主流とする西洋近代的な「宗教」概念をもとにしていることを反映している。法的に構成された先住民の「スピリチュアリティ」は、「正常な私たち」/「異常な彼ら彼女ら」というヨーロッパの入植者が持ち込んだ図式を引きずっているとビーマンは指摘する。「他

者」として表象されてきた先住民の世界観やライフスタイルは「宗教」 の範疇には収まりにくく、不平等な扱いを受けていることが示唆され ている。

では、「先住民のスピリチュアリティ」を「宗教」と認めることが解決策なのだろうか。たしかに、それは法的な観点から形式的な平等を一歩進めることであるには違いない。だが、4人の兄弟のひとりであるジョルジュ・シウイは、あるインタビューのなかで、次のように述べている。

「スピリチュアリティ」と「宗教」を同義語と思ってはなりません。私たちにとって宗教はネガティヴな概念です。これに対し、スピリチュアルな意識とともに生きるとは、別に特別なことではなく、生の全体を評価することをたえず求めることを指しています。そこには人間の世界ではない世界も含まれます。私たちの人間としての位置は、創造を構成している他の生き物たちの占める位置と平等なのです。(Sioui, 2000)

ジョルジュ・シウイによれば、アメリカインディアンの「哲学」には、「聖俗分離も、ある種が残りの種よりも優れていると支配を正当化する要素もない」。人間が神によって他の創造物を支配するように創造されたとする聖書の発想とは異質なもので、キリスト教的な宗教と先住民の世界観や哲学は別物であると彼は示唆している。

ところで、このことは、彼自身がカトリックや近代的な宗教観や世界観と無縁であることを意味しない。それどころか、彼自身はカトリックの洗礼と教育を受けている。⁸ そして彼は、裁判の当事者となる傍らで歴史学の訓練を受け、ラヴァル大学で歴史学の博士号を取得している。ジョルジュ・シウイが従事してきた職業は、彼自身の言葉を借りれば、「狩猟と漁労の案内人、木こり、測量士の助手、(アラスカの)サラブレッド牧場の管理人、アメリカインディアンの芸術・文化・哲学を扱う二冊の雑誌の編集者、先住民・北方問題省の文学・コミュニケーション部門の役人」など多彩である。「詩人」として「愛や自然や子どもについての歌」も作曲してきたという(Sioui, 1991:77)。先住民出身のカナダ人として、現代の都市生活や価値観にも馴染み、その地平で先住民の世界観を対照的なものとして再構成し価値化している様子が窺える。

いずれにせよ、シウイの態度からは、「先住民のスピリチュアリティ」

を「宗教」として認めてもらいたいという要求は、特に認められない のである。むしろ「宗教」からの差異を積極的に意味づける戦略を取っ ていることが読み取れる。

以上より、「先住民のスピリチュアリティ」という概念は、「宗教の自由」の対象外となる現実の法的な力学が作用する文脈のなかで、「宗教」に隣接しつつ包摂されない関係的な範疇として構成され、上書きされている様子が見えてくる。

「宗教」の中核にあるのは個人の主観的な信仰—— アンセレム事件

法廷における「宗教の自由」が、ケベックおよびカナダにおいて支配的な「宗教」概念に基づいている様子がよくわかるもうひとつの事例として、次にアンセレム事件を取りあげる。対象となるのは宗教的マイノリティのユダヤ教徒だが、最高裁の判決は西洋近代的な「宗教」概念でもって、原告である彼らの主張を認めるものになっている。

事件の経緯を確認しておこう。1997年、モントリオールに住む正統派ユダヤ教徒 4人が、彼らが所有する高級分譲マンションのバルコニーにスッカー(仮小屋)を設置した。ユダヤ教には、エジプト脱出後に 40年間荒野をさまよった祖先の苦労に思いを馳せて、秋の収穫祭のときにスッカーで食事をとる慣習がある。ところが、マンションの規約では、バルコニーは共用スペースで、飾り付け、改変、建設などを禁じていた。4人は購入時に規約を読んでいなかった。マンション側は、各自のバルコニーではなく、庭に共同のスッカーを設けるよう提案したが、4人は各自のバルコニーに設置する必要があると主張した。

一審のケベック州上級裁判所(1998年)と二審のケベック州控訴院(2002年)では、マンション側が勝訴した。宗教の自由は絶対的な権利ではなく、規約によって制限されうるとの判決である。ユダヤ教には各自のバルコニーにスッカーを設置する宗教的義務は存在せず、スッカーの撤去を求めることは宗教の自由の侵害には当たらないとされた。

ところが、カナダ連邦最高裁(2004年)は、宗教の自由の観点から、ユダヤ教徒4人の訴えを認める判決を出した。このアンセルム判決は以後、宗教の自由をめぐる議論において最も頻繁に参照される文

書のひとつとなる。それは、カナダの法廷が「宗教」と「宗教の自由」の定義に最も深く踏み込んでいるからだと言えるだろう (Dawson & Thiessen, 2014:36; Bosset, 2014:66)。

このアンセルム判決の特徴を読み解き、分析を加えたい。判決文は、 宗教とは何かについて、次のように述べている。

宗教の自由を定義するためには、まず「宗教」によって何を意味しているのかを問う必要がある。宗教を正確に定義することはおそらく不可能だが、一般的な定義は有用である。というのも、宗教に基づく信念、信仰、実践のみが、宗教の自由の保障によって保護されるからであって、社会的な基盤があるものにせよ、当事者が意識的に奉じるものにせよ、世俗的な信念、信仰、実践とは別のものだからである。宗教は、典型的には、特殊で包括的な教義と実践の体系を含む。宗教はまた、神的、超人間的、あるいは支配的な力への信仰を含む傾向がある。宗教とは本質的には深く意志的に奉じられた個人的な信仰や信念のことであり、個人のスピリチュアルな信仰と関係があり、個人があり、個人のスピリチュアルな信仰と関係があり、個人がおり、個人がする。とであり、個人のスピリチュアルな信仰と関係があり、個人がする。のことであり、個人のスピリチュアルな信仰と関係があり、個人がする。のことを可能にする。(Syndicat Northcrest v. Amselem [2004] 2 S.C.R. § 39)

第一の特徴は、宗教と世俗が峻別されていることである。「宗教」の輪郭は、「世俗」に対置されることによって得られている。宗教の自由によって保護される対象は、あくまで宗教であって世俗ではない。第二に、典型的な宗教は体系を備えているとされていることである。そうした観点に立つならば、必ずしも「包括的な教義と実践の体系」や「神的な存在」に対する信念を前提としていない宗教的な世界観や慣習は、周辺化されることになる。本来ならば、そのように不平等に扱われるおそれのあるマイノリティ集団こそ、「宗教の自由」によって保護される必要があるはずなのにもかかわらずである(Dawson & Thiessen, 2014:38)。

第三に、体系を備えた宗教が前提とされているとはいえ、制度化された正統的な教義や実践よりも、信者によって生きられる宗教のあり方が重視されていることである (Beaman, 2012 a)。裁判の過程では、ユダヤ教の宗教的指導者であるラビが、ユダヤ教の教義の観点から言

えばスッカーの設置は庭でも問題ないと証言している。そのうえで最高裁は、個人のバルコニーにスッカーを設置すべきと主張した4人のユダヤ教徒の訴えを認めたのである。ここには、宗教の自由の基準は、宗教の権威ではなく、個人の主観的な信仰にあることが含意されている。

当裁判所の判例と宗教の自由の基本原理から以下の見解が支持される。宗教の自由とは、ある宗教に関係する実践を行ない、信仰を維持する自由を指す。その実践および信仰とは、神的な全体性との交信を目的とするものであれ、当人のスピリチュアルな信仰の枠組みにおいてであれ、当事者が誠実に実行または表明するものである。その実践や信仰が、公式の宗教的教義によって規定されているか、宗教の代表者の立場に合致しているかとは無関係である。(Syndicat Northcrest v. Amselem [2004] 2 S.C.R., §46)

法廷において「宗教の自由」を援用する者は、「みずからの信仰の客観的な有効性」を証明する必要はない。「同じ宗教の他の信者によっても有効とされているといった証拠を提出する必要はないし、法廷がその調査や分析を行なうのも適切ではない」(Ibid., §43)。裁判所の責務は、宗教の意味を法的に解釈することではなく、「本人が真摯に、主観的でよいから宗教的信仰を持っているかを判断すること」にある(富井、2007:195)。

アンセルム判決は、宗教の自由の論点を、教団や宗教指導者が説く「教義」から個人の主観的な「誠実さ」へと大きくシフトさせている。これは、世俗社会の法廷が宗教の教義の問題に立ち入らないようにすることでもある。法廷と神学を分離し、各人によって生きられる宗教のあり方の多様性を担保しつつ保護する仕掛けとも見ることができよう。だがこの判決は、宗教の自由に関する新たな問題点や逆説を生じさせることにもなっている。

第一に、宗教の自由の伝統的なパラダイムは、正統派であるマジョリティに対して異端やマイノリティの宗教「集団」を保護する点にあったのに対し、アンセルム判決では「個人」の宗教の自由が特権化されている(Gaudreault-Desbiens, 2007)。たしかに、本件でも、宗教的マイノリティであるところのユダヤ教徒の権利が認められる結果にはなっている。だが、法廷が想定している「宗教」は、世俗から峻別

され、体系性を備え、教団の権威よりも個人の主観的な信仰を重んじるなど、西洋近代の本家本流とも言えるプロテスタント的な宗教観に典型的なものである。そして、現代の世俗社会においては、歴史的にマジョリティ宗教に属してきた信者も、社会の主流意識よりも傍流に位置するマイノリティ意識を持つことが十分にありうる。

アンセルム判決の枠組みでは、法廷で宗教の自由を主張するときには、「宗教」であることが明らかなものを個人が「誠実」に実践しているという論理構成が説得力を持つことになるだろう。その結果、典型的な西洋近代型の「宗教」とは判定されない文化や慣習にしたがって生活している者が不利益を被る可能性がある一方で、そのような「宗教」の枠組みに合致する信者の宗教の自由が保障されやすくなるだろう。歴史的にマジョリティを構成してきたと言える宗教の信者も、自分は個人としてみずからの宗教を誠実に信じているという論理で議論を展開することが、裁判では非常に有利になる可能性がある。宗教の自由の焦点が「個人化」されたことで、それが宗教的マイノリティにも宗教的マジョリティに帰属する者にも相乗り可能な道具になっている側面がある。

第二に、これに関連して、「誠実さ」を基準にすることの問題点である。おもに個人の内面的な主観にかかわる事柄を、どのように測定することができるのだろうか。判決は、宗教指導者や専門家の意見は参考にはされるが、判断の決め手とはならず、宗教的信仰が善意に基づくもので、うわべや気まぐれから出たものではないことが確認できればよいと述べている(Syndicat Northcrest v. Amselem [2004] 2 S.C.R., §52)。もっとも、第三者が当事者の内面を覗き込むことはできないので、「誠実さ」は内的信仰の外在化と見なされるものから推定される。言動の一貫性や整合性を、周囲の証言なども参考にして評価するのである。。ってれは、当人が実際に生きている宗教のあり方を焦点化するものとして評価することができる一方で、当人が主張する内的な信仰の「誠実さ」が実は外からの圧力によるものではないかという疑念も残るところがある。

「誠実さ」の評価に関して判決は、当事者にとっての信仰実践の意味は時間とともに変化しうるので、宗教の自由の侵害があったと申し立てられた時点の調査をすればよく、過去の信仰実践がどうであったかは問う必要がないと述べている(Ibid., §53)。しかし、このような形で「誠実」な信仰が特権化されると、ある時点から急に真剣に信仰実践を守るようになる個人の訴えも、認められやすくなる。ところで、

そうした急激な変化は、信仰実践の「過激化」と言われる現象にも対応するところがある。つまり、個人の「誠実さ」を軸として宗教の自由を保障することは、いわゆる尖鋭化した信仰実践としての「原理主義」をも助長しかねない側面がある。

そのようなことになった場合、宗教の自由を保障する社会の枠組みそのものが、まさに宗教に自由を与えることによって脅かされることにもなりかねない。もちろん、(ケベック憲章第91条やカナダ憲法第1条にあるように)公共の福利の保護などの観点から宗教の自由に制限を設けることは可能であり、それが正当でもある。だが、カナダのような北米社会では、宗教の自由に一定の制限を加えるための条件は概して厳しい。少なくとも言えるのは、個人の「誠実さ」に特権的な重要性を与えるアンセルム判決には、宗教の自由を保障する世俗の法廷の構造的ジレンマが色濃く現われている、ということである。

第三に、「宗教」の定義から出発しながら、宗教的権威による神学的な教義解釈は回避して、「宗教の自由」を個人の主観や「誠実さ」に還元していくアンセルム判決は、非常に逆説的なことながら、結果的に「宗教」の定義を無効化する回路を切り拓くことになっているのではないか、ということである。

アンセルム判決において、「宗教の自由」の保障は「宗教」を「世俗」 から区別することに基づいている。だが、チャールズ・テイラーとジョ スラン・マクルーアは、宗教の自由は善き生についての宗教的な世界 観を優遇する一方で、世俗的な世界観をないがしろにする傾向がある と指摘したうえで、次のように述べている。

実際のところ私たちは、権利の地平において、宗教(ヒンドゥー教)に基づく菜食主義者と世俗的道徳哲学(動物も痛みを感じる創造物として権利を持つ)に由来する菜食主義者のあいだに、優劣を打ち立てるいかなる正当な理由もないと考える。[……]したがって、適切な区別を設けるべきは、宗教的性質を持つ根本的信念と世俗的性質を持つ根本的信念のあいだではなく、根本的な生き方に対する明確な態度(engagements fondamentaux)と個人的選好(préférences personnelles)のあいだにある。選好は道徳的行為者として自分自身の包括的理解には親密に結びつくものではない。(Maclure et Taylor, 2010:115)

ここには、個人の「誠実さ」を中心に宗教の自由を考えていくので

あれば、結局のところは宗教的信念と世俗的信念の違いは重要でない こと、そして世俗的な価値観であっても、それが社会のなかで生きて いく当人にとって根本的に重要なものであるならば、宗教を信仰する 者と同等の保護を受けてしかるべきであることが、示唆されている。

「宗教」に匹敵する「世俗」——サグネー市議会における 祈祷をめぐる裁判

世俗的信念は「宗教の自由」によっては保障されないのかという論点をめぐって参照すべきなのは、サグネー市議会における祈祷に関する裁判である。ケベック州のサグネー市では、議会の開会前に次のような祈りの文句が唱えられていた。

あらゆる権力と知恵の源にして永遠なる全知全能の神よ、あなたの臨席のもと、われわれはここに集い、わが市の幸福と繁栄を確固たるものにいたします。われわれの議論があなたの聖なる御名の名誉と栄光を高め、わが市の精神的および物質的な幸福を促進するのに光と力を与えられんことを。かくあれかし。

2006 年、サグネーに住むアラン・シモノという人物が、宗教的中立性の原則に基づくべき市議会においてこのような祈祷がなされていることに異議を唱えた。彼はまた、役所から宗教的標章を取り除くことも要求し、ケベック・ライシテ運動(MLQ)と連携して人権裁判所に訴えた。

2011 年の一審判決は、原告の訴えを認め、祈祷をやめて役所から 宗教的標章を取り除くことを勧告した。人権裁判所は、祈祷は宗教的 性格を持つものであって、市議会はある特定の宗教的信仰を優遇する ことによって他の信仰を犠牲にしており、宗教的中立性の義務に反していると認定した。また、アラン・シモノの無神論は「誠実」なものであり、祈祷と宗教的標章は彼の「良心の自由と宗教の自由」を侵害するもので差別的であるという判断を示した(2011 QCTDP 1, [2011] R.J.Q. 507)。反宗教的で世俗的であるはずの無神論が、個人の「誠実さ」を焦点として、「宗教の自由」の枠組みのなかに位置づけられていることに注目したい。

2013年、二審のケベック州控訴院は、一審を覆し、市議会開会前

の祈祷は市が守るべき宗教的中立性の義務を損ねるものではないとの 判断を示した。控訴院は、宗教の自由と国家の中立性に関して、次の ような見解を示している。宗教の自由には、積極的な形態と消極的な 形態とがある。積極的な形態においては、それはすべての人に対し、 宗教的信仰を持ちそれを公にする権利を認めることを意味する。消極 的な形態においては、それは特定の宗教的信仰の強要を禁じることを 意味する。この消極的な形態の宗教の自由から、宗教と国家の分離の 原則が導き出される。宗教的中立性を守るべき国家は、何らかの宗教 的信仰あるいは無信仰を、優遇しても不利に扱ってもならない。とこ ろで、国家の中立性の意味は明確には規定されておらず、現実にはさ まざまな権利のあいだで均衡を保つことがはかられる。信仰の多様性 の保護は、社会の文化的現実と妥協点を見出さなければならない。国 家の宗教的中立性の義務は絶対的なものではなく、国家が擁護すべき 共通善のなかには文化的・歴史的遺産としての宗教的遺産も含まれる。 市議会の中立性は文化的・歴史的遺産を参照することによって損なわ れていない。祈祷がシモノの道徳的信念を侵害するものだとしても、 それは重大なものではない (2013 QCCA 936, [2013] R.J.Q. 897, § 59-63)

控訴院判決の焦点は、世俗的な信念を持つシモノの「宗教の自由」から「国家の宗教的中立性」へと移っている。そして、国家の宗教的中立性ないし政教分離の原則は、宗教的な由来を持つ文化的・歴史的遺産を排除しないと論が進められている。宗教が文化や歴史に読み替えられ、それは世俗ないしライシテと矛盾しないとされているのである。二審の結果に満足したサグネー市長ジャン・トランブレーは、ライシテとは「異なる信仰間のコミュニケーションの技法」であって、「私たちの価値、私たちの伝統を保守する」ことが重要だと述べている(Le Devoir, 28 mai 2013)。アラン・シモノにとってのライシテは反宗教的な信念であるのに対し、ジャン・トランブレーにとってのライシテは文化や歴史や伝統に読み替えられたマジョリティの宗教と融和的なものになっている。

2015 年、連邦最高裁は二審を覆し、議会開会前の祈祷はサグネー市が守るべき国家の宗教的中立性の義務に反し、特定の宗教的信仰を優遇するものであるとの判決を下した。¹⁰ たしかに、ケベック州の「人の権利と自由に関する憲章」も、1982 年のカナダ憲法も、国家の宗教的中立性を明示的には謳っていない。しかし、それは両者において規定されている宗教の自由から発展的に解釈することができる。

カナダ社会の発展は中立性の概念を生んだ。この中立性の概念にしたがって、国家は宗教と信仰の領域に不当に介入してはならない。国家はこの点に関してむしろ中立的な姿勢を保持しなければならない。この中立性を守るために、国家はいかなる信仰も、それから不信仰も、優遇することも不利に扱うこともあってはならない。(Mouvement laïque québécois v. Saguenay (ville) [2015] 2 S.C.R., §72)

では、この国家の宗教的中立性は、国家と宗教を完全に分離するものなのだろうか。判決文は次のように述べている。「国家の中立性の義務は、国家がその宗教的遺産を記念し保護することを禁じるものではない。しかしながら、このことは、宗教に対する差別的実践を国家が道具化することを認めるものであってはならない」(Ibid., §116)。ここには、一方では、一部のライシテ主義者が唱えるような厳格分離にはくみしないことが示唆されていよう。ケベック・ライシテ運動(MLQ)が求めるような完全な政教分離を、法廷が推奨しているわけではないのである。そのうえで、他方では、信仰を持たない者が排除や偏見の対象になってはならないとされている。

「市議会が唱える祈祷は、国家の中立性の義務に反するもので、宗教――つまり、シモノ氏の無神論に基づく――に基づく差別・排除・選好を生んでいる。それは、祈祷をめぐる状況と組み合わせると、有神論的な信者にとって好ましい空間を生み出している」。このような祈祷は「シモノ氏が良心の自由と宗教の自由を行使する権利を損ねる」ものである(Ibid., §120)。反宗教的で世俗的であるはずの「無神論」が「宗教」に該当し、「宗教の自由」の名のもとに無神論者アラン・シモノの権利が保護されている点に注目したい。

この最高裁の判決に失望したというシクチミ教区(サグネー市に相当)の司教アンドレ・リヴェストは、「カトリックが95%ものマジョリティという地域の市民として、マジョリティの権利はどこにあるのかと自問してしまう」と述べている(Journal de Québec, 15 avril 2015)。マイノリティである無神論者の権利が「宗教の自由」の名において守られる判決に対し、マジョリティであるカトリックにも「宗教の自由」があるのではないか、「国家の宗教的中立性」は圧倒的マジョリティの宗教に基づく慣習を容認するものであってよいのではないか、という反論である。

「宗教」概念の彼方で「宗教の自由」を平等に保障するには

通常私たちは、先住民のスピリチュアリティは「宗教的」だが、世俗的無神論は「非宗教的」だと受け止めているのではないだろうか。ところが、ケベック州からカナダ連邦最高裁に持ち込まれたこれまでの裁判をいくつか検討することで見えてくるのは、先住民のスピリチュアリティが「非宗教」に分類される一方で、世俗的無神論が「宗教」に組み入れられるという奇妙な事態である。

何をもって「宗教」とすればよいのかのコンセンサスは、学問的にも社会的にもできているとは言いがたい。そうしたなかで、法廷は状況に応じた判断を下さざるをえず、さまざまな判決は必ずしも一貫していない。それでも、西洋近代的な「宗教」概念に基づく「宗教の自由」が、西洋にとっての「他者」の実践や慣習をカバーしにくいこと(シウイ事件判決)、そして個人の主観的な信仰を重視する判断基準(アンセルム事件判決)が、「宗教」の対概念である「世俗」の側にも拡大されるようになってきた様子(サグネー市議会における祈祷をめぐる判決)を窺うことができる。

現代の世俗的で自由主義に基づく民主主義社会では、宗教的信念がもはや社会的想像力を構成していないにもかかわらず、宗教の自由に重要性が与えられている。こうした事態には、本稿の冒頭で示唆した二つの大きな問題が含意されている。ひとつは、宗教の自由の保障が民主主義の前提を揺るがすことにつながらないか、という問題である。もうひとつは、宗教の自由を平等に分配するにはどうすればよいのか、という問題である。本稿で論じたケベックおよびカナダの事例を念頭に置きながら、最後にもう少し広い文脈も意識しつつ考察を加えたい。

第一に、社会全体にとっては宗教がもはや特別に重要とは言えないはずの世俗の時代において、宗教の自由を法によって特別な保護の対象とするのはなぜか。端的に言えば、自由主義に基づく民主主義社会においては、反主流をなすマイノリティこそが法的な保護の対象になってしかるべきだからである。しかし、そのような社会において真正な宗教であることを主張するもののなかには、まさに公共の福利を保護するために設けられた法律と緊張関係を結ぶもの、ひいては民主主義社会の土台を突き崩しかねないものも含まれうるという「構造的ジレンマ」がある(Dawson & Thiessen, 2014:38)。個人の「誠実さ」に基づいて強く打ち出された信念に対して妥当な調整をはかる姿勢を見せることは、妥当とは言えない信念にも調整の余地を与えてしまい

かねないところがある。

政治理論を専門とするセシル・ラボルドは、宗教の自由の保障が民 主主義社会の前提を切り崩さないようにするための工夫として、「道 徳的に嫌悪感を催させる主張」(morally abhorrent claims)と「道徳的 に両義的な主張」(morally ambivalent claims) を区別している。彼女 によれば、(1)「ナチスや原理主義的なテロリストの主張」、(2) 幼児 を人身供儀の対象とすること、(3)「名誉の殺人」を理由に女性を石 打ちの刑にかけること、(4) プロライフ主義者が随胎手術を行なった 医師を襲うことなどは、「道徳的に嫌悪感を催させる主張」に相当し、 いくら当人が「誠実」であったとしても宗教的な正当化は認められな い。一方、(5) 親または教師が躾と称して子どもに体罰を与えるこ と、(6) ムスリムの男子生徒が女性教師と握手する挨拶を拒むこと、 (7) ケーキ屋が同性婚の結婚ケーキへのメッセージの書き込みを拒む こと、(8) 複数のパートナーと同時に性的関係を結ぶポリアモリーが、 本来は1人の配偶者しか入室の許されない緩和ケア病室に複数での入 室を求めることなどは、「道徳的に両義的な主張」に相当し、賛否両 論があってよい議論に開かれている。そして、その議論を通して社会 のコンセンサスも変化しうるとされている(Laborde, 2017: 209-211)。 どちらの区分に属すのかがなお曖昧な事例があるとしても、原理的に このような区別を設けることは民主主義社会の維持発展と宗教の自由 の保障を両立させるのに有効だと思われる。

第二に、宗教の自由を平等に配分するにはどうすればよいのか。西 洋近代的な「宗教」概念の負荷を克服し、より裾野の広い「宗教的な もの」をも視野に収めて、実質的な平等を人びとに保障するための工 夫である。

従来、カナダ連邦最高裁は「宗教」を神的な存在への信仰と見なし、「世俗」の理性とは区別してきた。また、個人が「誠実」に信じているものととらえてきた。この点はアンセルム判決に集約的に表れている。しかし、いわゆる「宗教的信念」(religious belief) だけでなく、世俗的世界観も「組織的な信念体系」(organizing belief systems) を構成しうるものである(Waldron, 2013:11)。宗教の自由は、宗教的世界観に基づく善き生を前提にしていて、世俗的世界観が犠牲にされているのではないかという問題意識は、テイラーとマクルーアも共有している。世俗的信念も善き生のための道徳的な源泉になると彼らは考えている(Maclure et Taylor, 2010:105)。

ラボルドは、個人が「誠実」に信じるものには宗教だけでなく世俗

も含まれることに同意するが、テイラーとマクルーアのモデルは宗教の自由を良心の自由に還元して理解する傾向がなお強いと指摘する。そこには西洋近代プロテスタント的な「宗教」概念の名残があり、慣習的で集団的な儀礼や身体的な実践を通して育まれる一貫性を持つ生き方が「宗教の自由」の対象にはなりにくいということである。ラボルドは、宗教の自由を平等に配分するための理論的枠組みとして、従来の不十分な「宗教」のカテゴリーに代えて、「誠実な統合を保護する献身的取り組み」(integrity-protecting commitments: IPCs)という視点から保障の対象を再構成することを提案している(Laborde, 2017: 214 sq.)。これならば、世俗的信念のみならず、西洋近代が「他者化」してきた他の文明や文化の慣習や伝統に基づく生き方も含めて、宗教の自由を平等に配分する見通しが得られる。

本稿で取りあげた裁判の事例で言えば、シウイ事件は「宗教の自由」の枠組みにおいては扱われなかった。 ラボルドの知見は、良心という近代プロテスタント的なものを前提としなくても、個人が自分の生き方として選択する実践や行為を宗教の自由の保護の対象に含めうるという理論的地平を切り開いている。

ケベックやカナダのように、宗教の自由を保障する世俗的な民主主義社会において、この基本的な権利を平等に配分するには、社会の世俗化と宗教的多様化を踏まえる必要がある。この変化にともない、一方では、もともと宗教と対置されていた世俗の信念をも宗教と対等な道徳的価値観と認める傾向が、他方では、西洋近代にとっての他者と位置づけられてきた宗教的世界観をもしかるべき形で評価しようとする観点が、生まれつつある。

本稿は、科学研究費(研究課題番号: 15KK0055)の助成を受けたものである。

Notes

- 1. Freedom of religion / liberté de religion の定訳は「信教の自由」だが、本稿では歴史的に規定され 政治的な含意を帯びた西洋近代的な「宗教」概念がもたらす構造的な不平等や問題点を扱うため、 あえて「宗教の自由」の語を用いた。この点は、ジョリオン (2018) およびその訳注から着想 を得ている。
- 2. 本論文の出発点になっているのは、2016年9月に開催された第75回日本宗教学会学術大会(於早稲田大学)でのパネル「『信教の自由』のパラドクス――単線的進歩史観を越えて」における「現代ケベックにおける複数のライシテ観の競合と信教の自由」と題された発表である。登壇者の先生方に感謝申し上げたい。
- 3. カナダの「州」であるケベックは、主権を持つ標準的な「国家」とは言い難いが、ケベックの なかで政教関係が議論されるときには、州政府や役所などの公的機関を指して「国家」(État) という語が用いられている。本稿でも、適宜「国家」と表記する。
- 4. ピエール・ボセ自身は、基本的権利と共通の価値は区別すべきで、社会の共通の価値を理由に 宗教の自由という基本的価値を制限すべきではないという立場である。
- 5. ケベックにおけるライシテの意味の多様性とその葛藤については、伊達(2016)を参照。
- 6. ロリー・ビーマンによれば、現代カナダにおいて先住民の権利に関する訴訟は数多く行われているが、宗教やスピリチュアリティに直接的に関わるのは非常に少なく、「ジャック事件」と「シウイ事件」の2件のみであるという(Beaman, 2012 b)。「ジャック事件」とは、ブリティッシュ・コロンビア州在住の先住民コースト・セイリッシュ族が、儀礼のために鹿の肉を求め、指定季節外に保留区外で獲物を撃った事件である。裁判では宗教の自由が狩猟法違反かが争われたが、鹿の殺傷は違法であると判断され、先住民側が敗訴した(Jack and Charlie v. The Queen, [1985] 2 S.C.R.)。ここでは、ケベック州で起き、先住民側が最終的に勝訴した事件として、「シウイ事件」を詳しく検討する。
- 7. 英語原文は次の通り。"[...] the CHIEF of the HURON tribe of Indians, having come to me in the name of His Nation, to submit to His BRITANNICK MAJESTY, and make Peace, has been received under my Protection, with his whole Tribe; and henceforth no English Officer or party is to molest, or interrupt them in returning to their Settlement at LORETTE; and they are received upon the same terms with the Canadians, being allowed the free Exercise of their Religion, their Customs, and Liberty of trading with the English [...]."
- 8. インタビューに対するシウイの発言を引いておく。「ええ、私は洗礼を受けています。植民地化以来、私たちの先祖が受洗させられてきたのと同じように。しかし、私の家庭では、宗教的実践も信仰や教義も強調されませんでした。アメリカインディアンのスピリチュアリティが優勢でした。もし、生きて生かされること、他者を愛し裁かないことがカトリックだと言うのなら、私はカトリックで構いません。でも、それならムスリムでも仏教徒でもユダヤ教徒でも同じでしょう。私は人間が拵えた宗教を信じません。旗も国境も信じません。私たちを他の存在や生そのものから孤立させる指標を信じないのです」(Sioui, 2000)。
- 9. この基準は、シク教徒のキルパン(儀礼用の短刀)を学校で着用することを認める 2006 年の判決でも用いられている(Multani v. CSMB, [2006] 1 S.C.R.)。このキルパン事件の連邦最高裁判決は、2006 年から 2007 年にかけてケベック社会に議論の渦を巻き起こしたいわゆる「妥当な調

- 整をめぐる危機」の引き金となったものである。他方、ユダヤ教徒の離婚調停に関する 2007 年の判決では、個人の宗教の自由に一定の制限が加えられている。これは、一度は妻の離婚請求に合意した夫が、ユダヤ教において離婚や再婚に必要な「ゲット」(get) を妻に与えず、宗教の自由を楯に、世俗の法律では宗教の掟の履行を強制できないと主張した事件である。最高裁は、ユダヤ教徒女性の尊厳と平等の観点から、夫の訴えを退けた (Bruker v. Marovitz, [2007] 3 S.C.R. 607)。この判決は、宗教の自由が他の基本的自由との競合の結果、相対化されたものと評価される (Bosset, 2014:81)。あるいは、「宗教と市民法の分離」に基づきながら「世俗主義の意識」が強く出た判決と評価される (富井、2008:219)。
- 10. 他方、最高裁は、一審が役所から宗教的標章も撤去するよう勧告したことについては、調査が 不十分であるとしてしりぞけた。

参考文献

- Asad, Talal (1993), Genealogies of Religion: Discipline and Reasons of Power in Christianity and Islam,
 Baltimore and London, Johns Hopkins University Press. [=中村圭志訳『宗教の系譜――キリスト教
 とイスラムにおける権力の根拠と訓練』岩波書店、2004 年〕
- Asad, Talal (2003), Formations of the Secular: Christianity, Islam, Modernity, California, Stanford University Press. [=中村圭志駅『世俗の形成——キリスト教、イスラム、近代』みすず書房、2006年]
- Beaman, Lori G. (2012 a), "Is Religious Freedom Impossible in Canada?", Law, Culture and the Humanities, 8 (2), pp. 266-284.
- Beaman, Lori G. (2012 b), "Aboriginal Spirituality and the Legal Construction of Freedom of Religion," in Lori G. Beaman ed., Religion and Canadian Society, Toronto, Canadian Scholars' Press Inc., 2nd ed., pp. 235-248.
- Beaman, Lori G. (2015), "Beyond Establishment," in Winnifred Fallers Sullivan, Elizabeth Shakman Hurd, Saba Mahmood and Peter G. Danchin eds., *Politics of Religious Freedom*, Chicago, The University of Chicago Press, pp. 207-219.
- Bibby, Reginald W. (1990), « La religion à la carte au Québec : une analyse de tendances », Sociologie et sociétés, 222, pp. 133-144.
- Bosset, Pierre (2014), « La liberté de religion, les autres droits fondamentaux, les valeurs communes : Quels rapports ? », in Bruno Demers et Mathieu Lavigne dir., Religions et laïcité : Pour un nécessaire dialogue, Montréal, Fides, pp. 63-89.
- Bouchard, Gérard (2012), L'interculturalisme: Un point de vue québécois, Montréal, Boréal. [=丹羽卓監訳『間文化主義――多文化共生の新しい可能性』彩流社、2017 年〕
- Chidester, David (1996), Savage Systems: Colonialism and Comparative Religion in Southern Africa,
 Charlottesville, University of Virginia Press. [=西村明・沈善瑛訳『サベッジ・システム――植民地主義と比較宗教』青木書店、2010 年)
- Cook, Ramsay (1986), Canada, Quebec, and the Uses of Nationalism, Toronto, McClelland and Stewart. [= 小浪充・矢頭典枝訳『カナダのナショナリズム――先住民・ケベックを中心に』三交社、1994年〕
- 伊達聖伸 (2016)「ケベックにおける間文化主義的なライシテ――その誕生と試練」上・下『思想』、 1110 号、6 ~ 28 頁、1111 号、137 ~ 154 頁。
- Dawson, Lorne L. & Joel Thiessen (2014), The Sociology of Religion: A Canadian Perspective, Ontario,

- Oxford University Press Canada.
- Gaudreault-Desbiens, Jean-François (2007), « Quelques angles morts du débat sur l'accommodement raisonnables à la lumière de la question du port de signes religieux à l'école publique : réflexions en forme de points d'interrogation », in Myriam Jézéquel éd., Les accommodements raisonnables : quoi, comment, jusqu'où ? Des outils pour tous, Cowansville, Yvon Blais, pp. 241-286.
- Gertler, Franklin S. & Peter W. Hutchins (1990), "The Marriage of History and Law in R. v. Sioui," Native Studies Review, Vol. 6, No. 2, pp. 115-130.
- ジョリオン、トーマス (2018) 「『宗教の自由』をめぐるアメリカの分断状況――国内の論争と外交政策」 (藤原聖子・上村岳生訳) 池澤優編『政治化する宗教、宗教化する政治――いま宗教に向き合う 4』 岩波書店、165~182頁。
- 加藤普章 (1990) 『多元国家カナダの実験――連邦主義・先住民・憲法改正』未来社。
- 加藤普章 (2014)「カナダに独自な政教分離の試み――憲法と教育制度」和田守編『日米における政 教分離と「良心の自由」』ミネルヴァ書房、236~266 頁。
- Laborde, Cécile (2015), "Protecting Freedom of Religion in the Secular Age," in Winnifred Fallers Sullivan, Elizabeth Shakman Hurd, Saba Mahmood and Peter G. Danchin eds., *Politics of Religious Freedom*, Chicago, The University of Chicago Press, pp. 269-279.
- Laborde, Cécile (2017), Liberalism's Religion, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press.
- Lépinard, Éléonore (2014), « Écriture juridique et régulation du religieux minoritaire en France et au Canada », Revue française de science politique, Vol. 64, n° 4, pp. 669-688.
- Maclure, Jocelyn et Charles Taylor (2010), Laïcité et liberté de conscience, Montréal, Boréal,
- Sioui, Georges E. (1991), « Interview » (Propos recueillis par Yolande Ricard), Québec français, nº 80, pp. 76-78
- Sioui, Georges E. (2000), « L'Amérindien philosophe. Entrevue » (Propos recueillis par Francis Dupuis-Déri),

 **Argument: Politique, société et histoire, vol. 2, n° 2. www.revueargument.ca (最終アクセス 2018 年 12 月 22 日)
- Sullivan, Winifred Fallers (2005), The Impossibility of Religious Freedom, Princeton, Princeton University
- Sullivan, Winnifred Fallers, Elizabeth Shakman Hurd, Saba Mahmood and, Peter G. Danchin eds. (2015), Politics of Religious Freedom, Chicago, University of Chicago Press.
- 富井幸雄 (2007) 「カナダにおける信教の自由」 『法学会雑誌』 第48巻第2号、181~211頁。
- 富井幸雄(2008)「カナダ憲法と世俗主義──宗教、教育、国家(一)」『法学会雑誌』第 49 巻第 1 号、 201 ~ 231 頁。
- Waldron, Mary Anne (2013), Free to Believe: Rethinking Freedom of Conscience and Religion in Canada, Toronto, University of Toronto Press.